

板橋区教育委員会事務局課長補佐の職の指定等に関する要綱

(昭和62年3月31日 教育長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年板橋区教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務局統括課長等の指定等に関する規程」という。）第4条及び第6条の規定に基づき、課長補佐の職の指定に関する基準及び必要な事項を定めることを目的とする。

(指定)

第2条 教育委員会事務局統括課長等の指定等に関する規程第6条の別に定める基準及び課長補佐の職の指定は、東京都板橋区課長補佐の職の指定等に関する要綱（昭和62年3月30日付、61板総職第643号決定。以下「指定等に関する要綱」という。）第3条及び第4条の規定を準用して行い、その指定する職は別表のとおりとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、課長補佐の職の指定に関し必要な事項は、区長部局の例による。

付 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 総括係長の指定等に関する要綱（昭和56年4月1日付教育長決裁）は、廃止する。

付 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	指定する職	指定年月日
1	教育総務課庶務係長	平27.4.1
2	教育総務課学校職員係長	令2.4.1
3	学務課学事係長	平19.4.1
4	指導室教職員係長	平14.4.1
5	新しい学校づくり課学校整備係長	令4.4.1
6	生涯学習課社会教育推進係長	令4.4.1
7	生涯学習課文化財係長	令2.4.1
8	生涯学習課郷土資料館長	平28.4.1
9	地域教育力推進課地域連携係長	令4.4.1
10	教育支援センター教育支援係長	令2.4.1
11	教育支援センター教育相談係長	平27.4.1
12	中央図書館図書館政策係長	平31.4.1